

災害復旧関係資金利子助成事業費補助金交付等要綱

〔平成 23 年 5 月 2 日付け 23 林政企第 11 号農林水産事務次官依命通知〕

最終改正 令和 4 年 3 月 28 日付け 3 林政企第 69 号

（通則）

第 1 災害復旧関係資金利子助成事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第 2 補助金は、東日本大震災により被災した林業者等に対し、株式会社日本政策金融公庫が融通する災害復旧関係資金について金利負担軽減措置を講じ、災害復旧・復興を支援することを目的とする。

（事業の内容）

第 3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、全国木材協同組合連合会（以下「補助事業者」という。）が行う災害復旧関係資金利子助成事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 事業内容、事業実施主体、対象経費、補助率等は、別表に定めるところによる。

（事業計画等）

第 4 事業実施主体は、他の事業及び関係機関との十分な調整の上で事業計画を作成し、第 5 第 1 項の規定による交付申請書とともに林野庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。

2 事業計画等の重要な変更は、前項に準じて行うものとする。

3 前 2 項の手続の細則は、林野庁長官が別に定めるものとする。

（申請手続）

第 5 交付規則第 2 条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式

第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

- 第6 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、林野庁長官が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

- 第7 大臣は、第5第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に補助金交付決定の通知を行うものとする。
- 2 第5第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

（申請の取下げ）

- 第8 補助事業者は、第5第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第7第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

（契約等）

- 第9 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、大臣にあらかじめ届け出なければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る見積

り合せに参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については見積り合せに参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

第10 補助事業者は、第7第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第11 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、別記様式第3号による変更等承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第12に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第12に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣の承認を受けることができる。

3 大臣は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第12 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるものとする。

(事業遅延の届出)

第13 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(報告等)

第 14 補助事業者は、林野庁長官が別に定めるところにより、事業の実施状況等を報告するものとする。

(状況報告)

第 15 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の 12 月 31 日現在において、別記様式第 5 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月 31 日までに大臣に提出しなければならない。ただし、別記様式第 6 号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項による報告のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第 16 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 6 号の概算払請求書を大臣及び官署支出官林野庁長官に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(実績報告)

第 17 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 7 号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第 11 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 箇月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 第 5 第 2 項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第 5 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 8 号による消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還し

なければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第18 大臣は、第17第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第19 補助事業者は、第18第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により、補助事業に要した経費を減額すべき事業がある場合は、大臣に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第17第1項に準じて提出するものとする。

- 2 大臣は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第18第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第18第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第20 大臣は、第11第1項の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適

当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第18第3項の規定を準用する。

(償還計画の変更に伴う補助金返還)

第21 補助事業者は、別に林野庁長官の定めるところにより、融資機関との貸借契約の解約・解除及び繰上償還等の償還計画の変更により補助金の残金が生じた場合には、別記様式第9号の国庫納付金承認申請書により大臣の承認を受けて、国庫に返還しなければならない。

(補助金の経理)

- 第22 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 前2項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(電子情報処理組織による申請等)

第23 補助事業者は、第5第1項の規定による交付の申請、第8の規定による申請の取下げ、第11第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第15の規定による状況報告、第16の規定による概算払請求、第17第1項の規定による実績報告、第17第3項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行

うことができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式にかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
- 3 大臣は、第1項の規定による交付申請等を行った補助事業者に対する通知、承認、指示又は命令については、補助事業者が書面によることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
- 4 補助事業者は、第1項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用規約に従わなければならない。

別表（第3及び第12 関係）

事業	事業内容	事業実施主体	経費	補助率	軽微な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
災害復旧関係資金利子助成事業	東日本大震災により被災した林業者等が災害復旧・復興を行うのに必要な資金の借入について、利子助成を行う	全国木材協同組合連合会	補助事業者が、災害復旧関係資金利子助成事業を行うのに要する ア 利子助成事業費 イ 利子助成金の交付に必要な事務等に必要な経費	定額	経費欄のアに掲げる経費から経費欄のイに掲げる経費への流用以外の変更	経費欄のア又はイに掲げる経費のいずれかについて補助金を交付する事業の新設又は廃止以外の変更

別記様式第1号（第5第1項関係）

〇〇年度 災害復旧関係資金利子助成事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、災害復旧関係資金利子助成事業費補助金交付等要綱第5第1項の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（又は実績）

3 経費の配分及び負担区分

区分	事業費 (A)+(B)+(C)	補助事業に 要する経費 (A)+(B)	負担区分			備考
			国 庫 補助金 (A)	補 助 事業者 負担金 (B)	その他 負 担 (C)	
災害復旧関係資金 利子助成事業費補助金 利子助成事業費 利子助成金の交付に必要な事務 等に必要な経費	円	円	円	円	円	
合 計						

（注）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者

- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4 収支予算

(1) 収入の部

区分	本年度予算額	備考
国庫補助金		
補助事業者負担金		
その他		
合 計		

(2) 支出の部

区分	本年度予算額	経費の内訳 (積算基礎)
利子助成事業費		
利子助成金の交付に必要な 事務等に必要な経費		
合 計		

(注) 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。

5 事業の完了予定年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

6 添付書類

- (1) 補助事業者の定款（ない場合にはこれに代わる書面）、財産目録、当該年度の事業計画書及び収支予算書並びに積算根拠の確認のために必要な見積書等の写し
- (2) 融資機関が融通する資金に対する利子助成に関する規程（交付規程）

- (注) 1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。
- 2 添付書類のうち交付規程について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第2号（第9第3項関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

補助事業者 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第11第1項関係）

〇〇年度 災害復旧関係資金利子助成事業費補助金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、災害復旧関係資金利子助成事業費補助金交付等要綱第11第1項の規定に基づき申請する。

記（注2）

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

（注3）添付書類のうち交付規程について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第 4 号（第 13 第 1 項関係）

〇〇年度 災害復旧関係資金利子助成事業費補助金遅延届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代表者名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、災害復旧関係資金利子助成事業費補助金交付等要綱第 13 第 1 項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 補助事業の遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日までに 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- （注 1）括弧内は、該当するものを記載すること。
- （注 2）補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。
- （注 3）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第 5 号（第 15 第 1 関係）

〇〇年度 災害復旧関係資金利子助成事業費補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、災害復旧関係資金利子助成事業費補助金交付等要綱第 15 第 1 項の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に実 施するもの		
		事業費	出来高比 率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第 1 号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 2 「事業費」の欄には、利子助成金の支払い金額及び利子助成金の交付に必要な事務等に必要な経費の計を記載すること。

別記様式第 6 号（第 16 関係）

〇〇年度第〇四半期 災害復旧関係資金利子助成事業費補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
官署支出官 林野庁長官 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、災害復旧関係資金利子助成事業費補助金交付等要綱第 16 の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。（注 2）

記

区分	総事業費	国庫補助(A)	既受領額(B)		遂行状況報告	今回請求額(C)		残額(A)-(B)+(C)		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日までの予定出来高	金額	〇月〇日までの予定出来高		
	円		円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第 1 号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること
- 2 第 15 第 1 項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
- 3 記載事項及び添付資料がすでに提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第 7 号（第 17 第 1 項関係）

〇〇年度災害復旧関係資金利子助成事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、災害復旧関係資金利子助成事業費補助金交付等要綱第 17 第 1 項の規定により、その実績を報告する。
また、併せて精算額として災害復旧関係資金利子助成事業費補助金〇〇〇円の交付を請求する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区分	事業費 (A)+(B)+(C)	補助事業に 要する経費 (A)+(B)	負担区分			備考
			国 庫 補助金 (A)	補 助 事業者 負担金 (B)	その他 負 担 (C)	
災害復旧関係資金 利子助成事業費補助金 利子助成事業費 利子助成金の交付に必要な事務 等に必要な経費	円	円	円	円	円	
合 計						

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇

○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること

4 収支精算

(1) 収入の部

区分	本年度予算額	本年度精算額	差引増減額	備考
国庫補助金 補助事業者負担金 その他	円	円	円	
合 計				

(2) 支出の部

区分	本年度予算額	本年度精算額	差引増減額	経費の内訳 (積算基礎)
利子助成事業費 利子助成金の交付 に必要な事務等に 必要な経費	円	円	円	
合 計				

(3) 国庫補助金精算

区分	交付 決定額	精算 事業費	補 助 率	精算国庫 補助金額	受領済国庫 補助金額	国庫補助金 未受領額 (返還額)
利子助成事業費 利子助成金の交付 に必要な事務等に 必要な経費	円	円		円	円	円
合 計						

5 事業完了年月日 年 月 日

6 添付資料

(注) 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写し及び支払い経費の確認のために必要な書類（契約書、請求書、領収書等の写し）を添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限って添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第 8 号（第 17 第 3 項関係）

〇〇年度災害復旧関係資金利子助成事業費補助金
消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった災害復旧関係資金利子助成事業費補助金について、災害復旧関係資金利子助成事業費補助金交付等要綱第 17 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|-------------------------------|---|---|
| 1 | 適正化法第 15 条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | (〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

（1）消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）

（2）付表 2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

(3) 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）

(4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第 9 号（第 21 関係）

国庫納付金承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、残金が生じたので、災害復旧関係資金利子助成事業費補助金交付等要綱第 21 により、下記のとおり申請する。

記

1 総括表

区 分	返還額
① 融資機関との賃借契約の解約・解除	
② 償還契約の変更	
合計	

2 添付書類

- (1) 賃借契約の解約・解除に係る書類の写し（①の場合）
- (2) 償還契約の変更に係る書類の写し（②の場合）